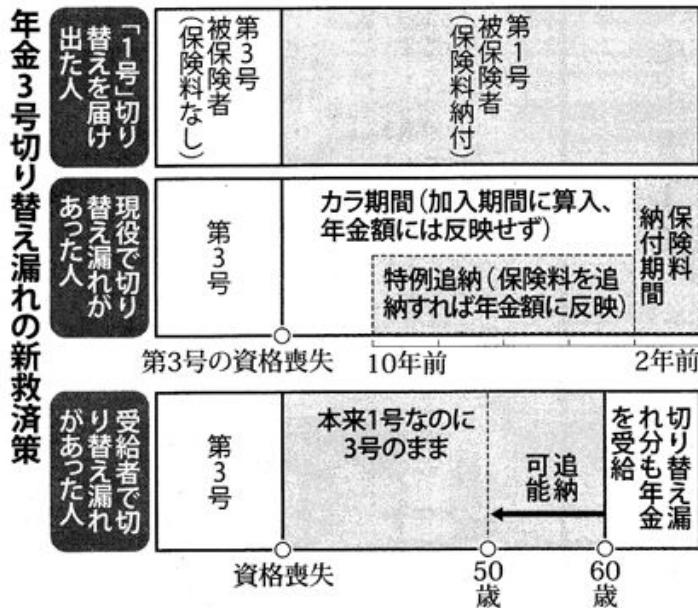


主婦年金 救済案合意

残る不公平感

厚生労働相の諮問機関、社会保障審議会の「第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会」が17日にまとめた切り替え漏れ救済策は、きちんと変更を届け出て保険料を納めてきた人との「公平性」を強く求めている。ただ、不公平感を完全にぬぐうことはできない。今回の迷走劇は、保険料を払わずに年金を受給できる第3号被保険者制度そのものの問題点を改めて浮き彫りにした。今後、3号制度の廃止議論を加速させる可能性がある。

【鈴木直】



「3号」制度の見直しも

年金3号切り替え漏れ問題の推移

- 09年9月 長妻昭氏が厚生労働相に就任
- 12月 旧社会保険庁職員へのアンケートで、3号の切り替え届け出漏れが発覚
- 10年3月 切り替え漏れをほぼ無条件に救済する「運用3号」制度の基本方針確認
- 9月 細川律夫氏が厚労相に就任
- 12月15日 運用3号の実施を課長通知
- 11年1月下旬 細川厚労相が運用3号を把握
- 2月16日 総務省の年金業務監視委員会で運用3号が問題に
- 24日 細川厚労相が運用3号の一時停止を表明
- 3月6日 政府が運用3号廃止と、法改正による救済を決定
- 8日 政府が新救済方針の大枠を決定
- 4月5日 厚労省の社会保障審議会特別部会で具体策の検討開始
- 5月10日 民主党ワーキングチームが受給者の年金減額を含む対処案の提言取りまとめ
- 17日 特別部会が報告書取りまとめ

分析

同部会は「未納者への給付は認めない」という社会保障方式の原則を譲らなかつた。省内に「憲法の財産権との関係から難しい」との見方が強かった年金の返還についても反対論を押し切った。それでも住民税非課税の低所得者は対象外で、大半の人は返還を免れそう。さらに完全な公平性の追求は難しい。厚労省は今後、配偶者が1号被保

険者なのに3号のままの人を抽出し、対象者を探す意向だが、年収が130万円を超え、3号から1号に変わる場合は申告がなければ確認できない。本来より年金が高くなっている人は調べようがない。

ある社会保険労務士は特別追納期間を直近10年に限定したことを疑問視する。98年度以降、旧社会保険庁は切り替え漏れを見つけ次第、届け出を求め、05年度からは職権で記録を訂正してきた。従って直近10年よ

りは、97年度以前こそ「切り替え漏れが多い可能性が高い」と言う。なのに、そうした人は「10年の壁」で保険料を追納できず、年金を減らされる。この点を踏まえ、民主党は追納期間を「通算10年」とする案も示したが、厚労省は実務の煩雑化を理由に受け入れない。

そもそも3号制度自体に、働く女性を中心に不公平感が根強くある。同制度が創設された86年当時、専業主婦世帯は950万世帯で、共働きの720万世帯を上回っていたが、09年は共働き995万世帯に対し、専業主婦は830万世帯と逆転。3号にとどまるため、年収を130万円未満に抑える人も多く、女性の社会進出を妨げている、との指摘も絶えない。

報告書は3号から1号への強制切り替え拡充など防止策提案の一方、将来的な3号制度自体の見直しも求めた。細川律夫厚労相は17日、「税と社会保障の一体改革では3号制度も狙上